

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Competition

---

2026年5月27日

### COMPETITION NEWSLETTER(2026/5)

#### Contents

---

- I. 取適法連載 第3回(禁止行為規制の強化)
  - 1. はじめに
  - 2. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止
  - 3. 手形払い等の禁止
  - 4. 遅延利息
  - 5. その他
  - 6. おわりに
- II. 日本トーカンパッケージ株式会社に対する勧告について
  - 1. はじめに
  - 2. 本件の概要
  - 3. 事案の特徴
  - 4. おわりに
- III. 2026年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

## I. 取適法連載 第3回(禁止行為規制の強化)

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 橋本 康

### 1. はじめに

本連載第1回において既報のとおり、2025年5月16日、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)が国会において可決成立し、2026年1月1日から、「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」という。)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)として全面施行された。下請法から取適法への改正(以下「本改正」という。)は、取適法の適用対象の拡大だけでなく、禁止行為規制についても強化・拡大という改正内容を含むものであった。そこで、本稿では、本改正に伴う禁止行為規制の強化等について、紹介する。

## 2. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

### (1) 新設規定導入の経緯

「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」は、本改正によって新たに導入された禁止行為類型である。もっとも、本改正前においては、「下請法の適用を受ける取引において、(コストが上昇している局面等において)協議に応じないで、代金を一方的に決定すること」が完全に許されていたわけではない。むしろ、このような協議に応じないで、一方的に代金を決定する行為については、下請法の適用があり得ることが示唆されてきた。

例えば、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2024年に、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(以下「下請法運用基準」という。なお、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」については、「取適法運用基準」という。)第4の5(1)において、買ったたきに関連して、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額の例として、「当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」を加えるという改正をしていた。

また、2022年には、下請法運用基準において、買ったたきに該当するおそれがある例として、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。」を追加していた(第4の5(2)ウ)。つまり、コスト上昇の局面で、明示的な協議を行うことなく、従来どおりの取引価格を据え置くことは、本改正前から買ったたきとして違法であるとされていたといえる。

もっとも、下請法の適用の有無は「買ったたき」として評価できるかどうかが問題となる。ところ、「買ったたき」とは「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」であることから(取適法5条1項5号)、市価との乖離状況がどうなっているのか、という点の認定が必要となる。そのため、協議をしないで価格を据え置くことが、直ちに買ったたきとなるわけではなく、市価との乖離状況等次第という面があった。

そこで、買ったたきとは別途、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設するべきであるとの判断がされ、本規定が導入された<sup>1</sup>。

### (2) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止の内容

協議に応じない一方的な代金決定の禁止とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。」とされている(取適法5条2項4号)。

このうち、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に対する代金の額に影響を及ぼしうる事情がある場合をいう。具体的には、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等に

---

<sup>1</sup> 企業取引研究会報告書 11 頁

よる取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる（「取適法運用基準」第4の9(2)）。そのような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならないとされている（「取適法運用基準」第4の9(2)）。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」のうち、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含むとされている。また、「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいうとされている（「取適法運用基準」第4の9(3)）。そのため、明示的に協議の要望があり、それを明示的に拒んだという場合のみが問題となるわけではなく、客観的な状況から協議の希望があることが認められるにもかかわらず、それに対して実質的に対応していない場合が広く含まれると考えられる。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいうとされている。必要な説明や情報の提供をしたかどうかは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断するとされている（「取適法運用基準」第4の9(4)）。委託事業者としては、本号違反の疑いを受けるリスクを下げる観点から、実施した説明や情報提供に関し、客観的証拠を残しておくことが望ましいといえる。

また、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合が該当する、とされている（取適法運用基準第4の9(5)）。

なお、本号違反というためには、中小受託事業者の利益を不当に害することも要件となっているため（取適法5条2項柱書）、たとえ、協議がなく、一方的に代金を決定したとしても、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、本号違反とならない（取適法運用基準第4の9(6)）。

### 3. 手形払い等の禁止

取適法においては、その支払期日の経過後なお支払わないことの例として、「当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」が追加された（取適法5条1項2号）。

従来から、公取委は、下請取引における代金支払について、手形のサイト（手形期間又は決済期間）が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがある（つまり、下請法4条2項2号に該当し、違法となるおそれがある。）という旨の通知を出していた<sup>2</sup>。そのため、手形による支払については、従来から一定の手当はされていたといえるが、手形を支払手段とすること自体が禁止されていたわけではなかった。しかし、支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いているとされたことから<sup>3</sup>、本改正によって、手形を交付すること自体が支払遅延に該当し、禁止されることになった。

なお、本号の改正のポイントは、支払手段としての手形の禁止にスポットが当たることが多いが、「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換える

<sup>2</sup> 公取委事務総局官房審議官「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」（2024年4月30日）

<sup>3</sup> 公取委・中小企業庁「下請法・下請振興法改正法の概要」5頁

ことが困難であるもの」も禁止されている。これについては、主に、一括決済方式<sup>4</sup>及び電子記録債権<sup>5</sup>の発生記録<sup>6</sup>又は譲渡記録<sup>7</sup>をすることによる支払を想定したものと考えられる。これらの支払手段は、それ自体が禁止されているわけではないが、委託事業者は、取適法の適用がある取引において、支払手段として一括決済方式や電子記録債権を用いるときには、それが支払期日において引換困難なものとならないようにすることが求められる。

## 4. 遅延利息

従来から、下請法の適用対象となる取引において、代金の支払遅延については、支払遅延行為そのものが下請法違反となるとともに(下請法 4 条 1 項 2 号)、給付を受領した日(役務提供委託の場合には、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。以下同じ。)から起算して 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、公取委規則で定められた率を乗じた得た金額を遅延利息として支払わなくてはならないとされていた(下請法 4 条の 2)。そして、この利率は、14.6%とされていた(下請代金支払遅延等防止法第 4 条の 2 の規定による遅延利息の率を定める規則)。この利率は、一般的な法定利息と比べて、非常に高いものといえる。

この遅延利息は、全ての下請法違反行為に適用されていたわけではなく、支払遅延にのみ適用されていた。しかし、代金減額行為(取適法 5 条 1 項 3 号)も、一部の代金を支払っていない=その部分については支払遅延と同じ状況であると考えられる。そのような観点から、本改正により、代金減額行為についても、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に、上記の公取委規則で定められた率(14.6%)を乗じた得た金額を遅延利息として支払わなくてはならないとされた(取適法 6 条 2 項)。このように、代金減額行為に対し減額部分のみならず、遅延利息分についても支払義務が発生することについて、委託事業者は十分留意し、代金減額行為を行わないように留意する必要がある。

## 5. その他

上記のとおり、本改正は、禁止行為の規制内容を強化したものだといえる。また、本改正の施行と同じタイミングで、運用基準や「中小受託取引適正化法テキスト」(以下「テキスト」という。)にも、かなりのアップデートがなされており、実務上はこれらのアップデートにも目を配ることが重要である。例えば、従来、下請取引において代金を支払う際の振込手数料については、発注前から、手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことは認められるとされており、違法な行為とされるものではなかった。この点について、取適法運用基準においては、「中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。」が代金を「減ずること」の例として挙げられており、書面による合意の有無や実費の範囲内であるかどうかにかかわらず、およそ代金から振込手数料を差し引くことを「減ずること」に該当するとしている(第 4 の 3(1)力)。また、最新のテキスト

---

4 一括決済方式とは、「親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式」(「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の運用について」(1999 年 7 月 1 日事務総長通達第 16 号))とされてきた。

5 電子記録債権とは、電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)2 条 1 項に規定する電子記録債権をいう(公取委事務局取引部長「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について」(2024 年 4 月 30 日官房審議官通知))。

6 発生記録とは、電子記録債権法 15 条に規定する発生記録をいう。

7 譲渡記録とは、電子記録債権法 17 条に規定する譲渡記録をいう。

においても、「当該手数料を中小受託事業者が負担する旨の合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは、本法違反として、問題となる。」とされており、端的に代金減額行為と指摘されている。そのため、代金から振込手数料を差し引くことについては、運用上の変更があったというべきであり、委託事業者は、こういった実務上の扱いの変化にも目を配る必要がある。

## 6. おわりに

取適法の施行直前の下請法の施行下において、公取委はこれまでになく活発な法執行を行ってきたところである。本改正により、禁止行為の範囲は拡大されているところ、公取委は、今後も法執行を活発に行うものと考えられる。事実、令和 8 年度の予算案において、「取引適正化のための取組の推進」は、59 名もの増員となっており<sup>8</sup>、また、公取委内部の取適法の執行体制としても、取引適正化検査管理官が新設され、その下に従前の上席下請取引検査官に相当する上席取引適正化検査官が 2 名から 4 名に増員されている。これらの執行体制の強化の動きに照らせば、取適法の適用を受ける取引を行っている委託事業者としては、取適法遵守のため、今まで以上の取り組みが求められると考えられる。

以上

---

<sup>8</sup> 公取委「令和 8 年度公正取引委員会予算等の概要」(2025 年 12 月 26 日)  
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251226yosan.html>

## II. 日本トーカンパッケージ株式会社に対する勧告について

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 小坂 惇

### 1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026年3月13日付けで、日本トーカンパッケージ株式会社(以下「トーカン」という。)に対して、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)4条2項3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたものとして、下請法7条3項の規定に基づく勧告を行った。

本件は、印版の無償保管を行わせた事業者に対して初めて下請法上の勧告がなされた事案である。本稿では、本件の概要を紹介した上で、事案の特徴を概観する。

なお、下請法は、2026年1月1日付けで、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)に改正されている。もともと、本件は取適法の施行前になされた製造委託等に関するものであり、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律附則2条2項の規定に基づき下請法の適用を受けることから、別段の記載のない限り、下請法の条文及び用語を使用する。

### 2. 本件の概要

公取委の報道発表資料によれば、本件の概要は以下のとおりである。

トーカンは、段ボール製品、紙器製品等(以下「本件製品」という。)の製造を請け負う事業者である。トーカンは、本件製品の製造を外部に委託しており、その委託先である下請事業者に対して、本件製品の製造に必要となる、自社又は自社の顧客が所有する印版及び木型(以下、総称して「印版等」という。)を貸与していた。なお、印版とは、段ボール等への企業ロゴや商品名等の印字に用いられる樹脂製の器具を指し、木型とは、段ボール等の裁断や折り目付けに用いられる木製の器具を指す。

しかしながら、トーカンは、当該印版等を用いた本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該印版等を下請事業者は無償で保管させていた。該当する下請事業者は132社、無償保管させていた印版等の数は合計7,846個に及ぶものとされている。

下請法4条は、親事業者による一定の種類の行為を禁止しており、本件で問題となった同条2項3号は、親事業者が下請事業者に対して、「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、下請事業者の利益を不当に害することを禁止するものである(なお、取適法5条2項2号においても同様の行為が禁止されている。)。上記のトーカンの行為は、下請法の当該規定に掲げる行為に該当するものと判断された。

トーカンに対する勧告の内容には、印版等を無償で保管させたことによる費用に相当する額を下請事業者に対して速やかに支払うことのほか、再発防止策を講じること等が盛り込まれている。

### 3. 事案の特徴

報道等によれば、印版等の無償保管は業界の商慣習となっていたものとみられるが、印版の無償保管に関して勧告が出された事例は本件が初めてである(一方で、木型の無償保管に関するものを含む違反行為に対する勧告がなされた事例としては、例えば、日精樹脂工業株式会社に対する2025年5月13日付け勧告、不二サッシ株式会社に対する同年7月24日付け勧告、リョーノーファクトリー株式会社に対する同年10月9日付け勧告、株式会社日幸電機製作所に対する同年11月13日付け勧告、東芝産業機器システム株式会社に対する2026年1月15日付け勧告、YKK AP株式会社ほか

2社に対する同年3月10日付け勧告等、多数の事例が存在する。)

無償保管によって勧告の対象となる製造資材の範囲を印版まで初めて拡大した本件には目新しさがあり、段ボール業界においては特に注意すべきである。一方で、近年、公取委が下請法の執行を格段に強化しており、取適法の執行のために陣容の大幅な強化をしていること及び不当な経済上の利益の提供として考えたときに金型の無償保管と他の製造資材の無償保管に有意義な差はないことを考えると2023(令和5)年に木型を初めて対象とし、本年に印版を初めて対象としたという点は、驚くほどのものではない。

また、手続面における特徴としては、中小企業庁長官が、下請法6条に基づく公取委に対する措置請求を行った事案である点が挙げられる(なお、取適法9条にも下請法6条に相当する条文が設けられている。)。公取委における下請法違反被疑事件の調査の端緒は、大多数が定期調査による職権探知であり、次いで下請事業者等からの申告であるが、中小企業庁長官からの措置請求も端緒の一つとなる。公取委及び中小企業庁は分担して下請法違反被疑事件の調査を実施しているところ、中小企業庁は自ら勧告を行うことができないことから、中小企業庁における調査の結果、勧告が相当と判断された事案に関しては、公取委に対する措置請求が行われることとなる。措置請求を受けて勧告が行われた事例の件数は必ずしも多くなく、2012年度から2024年度までの間、措置請求を受けて公取委が新規に調査に着手した下請法違反被疑事件の件数は年間0~1件で推移していたが、2025年度には、本件のほか、株式会社シマノに対する2025年9月17日付け勧告、株式会社日幸電機製作所に対する同年11月13日付け勧告、三菱ふそうトラック・バス株式会社に対する同日付け勧告、株式会社スニックに対する同年12月8日付け勧告、株式会社マキタに対する同月16日付け勧告、株式会社ティラドに対する2026年2月24日付け勧告、富士通フロンテック株式会社に対する同年3月24日付け勧告等、多数の事例が確認されている。

#### 4. おわりに

公取委は下請法に関する調査や措置の実施状況を報道発表資料等で公開しているところ、勧告の件数は近年大幅な増加傾向にあり、2022年度は6件、2023年度は13件、2024年度は21件、2025年度は39件である。なお、公取委においては、公取委が調査に着目する前に下請法違反行為を自発的に申し出た事業者に関しては、当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じているなど一定の条件を満たす場合には勧告は行わないという取扱いをしているところ、上記の件数はいずれも自発的申出に係る勧告相当案件の数を含まない。

取適法の施行後も引き続き活発な執行が予想され、中小受託事業者(下請法上の下請事業者に相当する。)に対して製造委託等を行う委託事業者(下請法上の親事業者に相当する。)においては、取適法に定められた委託事業者の義務を遵守するとともに、禁止事項に該当する行為が行われないよう、社内の法令遵守体制の整備を図るとともに、万が一社内調査の過程で違反行為が発見された場合には、自発的申出を含め適切な対応を検討することが重要である。

以上

### Ⅲ. 2026年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026年2月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものもございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Q&A BtoCビジネスと企業の法実務対応 消費者庁所管主要9法令から理解する  
2026年5月(共著:[橋本 康](#)) 有斐閣
- ◆ 書評－滝澤紗矢子ほか編『優越的地位濫用規制の現在地と新展開－デジタル時代の搾取規制』  
2026年5月(著:[中野 雄介](#)) 有斐閣 ジュリスト 5月号
- ◆ 公取委「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表  
2026年4月(著:[西山 洋祐](#)、[吉田 崇裕](#)) 商事法務 CODE
- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2026 - Japan  
2026年2月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Law Business Research Ltd.  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

## IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2027 Edition)

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒万](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治 ([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 橋本 康 ([yasushi.hashimoto@amt-law.com](mailto:yasushi.hashimoto@amt-law.com))  
弁護士 中野 雄介 ([yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com))  
弁護士 小坂 惇 ([jun.kosaka@amt-law.com](mailto:jun.kosaka@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。